法　律

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十四号

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1　令和元年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3　この法律において「令和元年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等（被災者又はその遺族をいう。以下同じ。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

一　令和元年八月二十六日から同月二十九日までの間の豪雨による災害

二　令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号又は令和元年十月二十四日から同月二十六日までの間の豪雨による災害

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和元年特定災害関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

（検討）

3　差押えの禁止等の対象となる義援金（災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。以下この項において同じ。）の範囲その他の義援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太

政　令

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十二月十六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第一条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令

第一条の見出し中「第二条第二号へ」を「第三条第二号へ」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。」に、「第二条第二号へ」を「第三条第二号へ」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第六号」を「第三条第八号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第三条第三号ロの政令で定める者）

第二条　法第三条第三号ロの政令で定める者は、日本年金機構とする。